



令和6年2月16日
道路局 国道・技術課

令和6年3月から適用する鋼橋積算基準の 直接労務単価（鋼橋製作工）について

○ 令和5年度に実施した鋼橋製作にかかる労務者賃金調査に基づき、鋼橋積算基準における直接労務単価（鋼橋製作工）を決定し、令和6年3月から適用することとしたので、お知らせします。

【改定後の単価のポイント】

○ 今回の決定により、29,500円となります。（資料1、2）

○ なお、鋼橋製作にかかる労務者賃金調査は、令和4年度竣工の直轄・地方自治体・高速道路会社等の工事の受注実績がある企業を対象に、労務者の給与実態を調査しています。

<問い合わせ先>

国土交通省道路局 国道・技術課

課長補佐 薮島（内線 37865）

係長 森（内線 37855）

電話番号 03-5253-8111（代表）

03-5253-8498（直通）

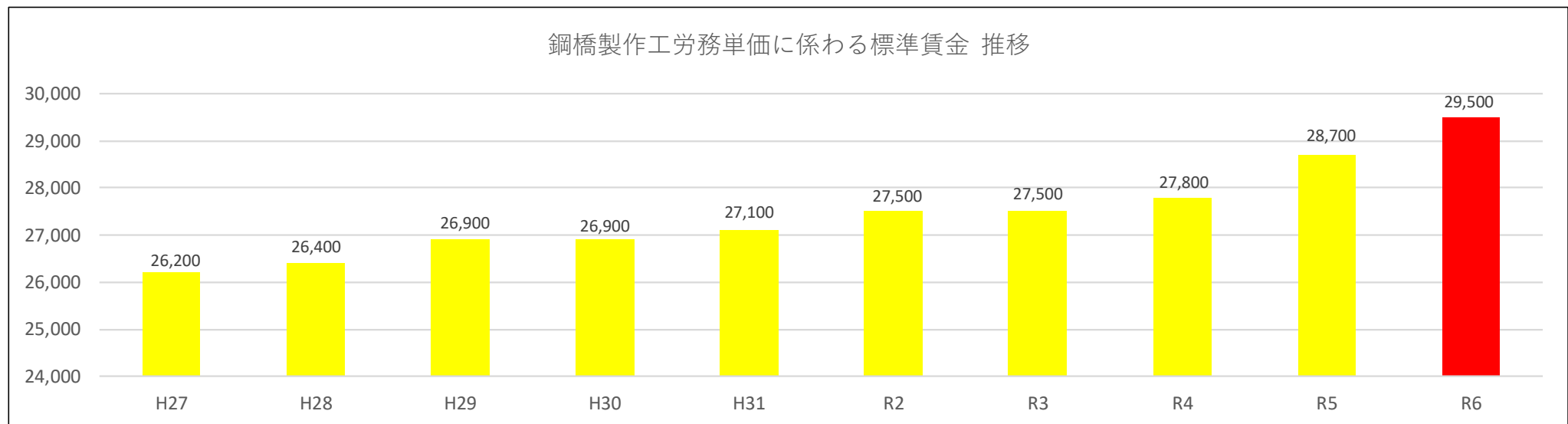
1. 鋼橋積算基準における直接労務単価（鋼橋製作工）とは

- ・国土交通省が発注する鋼橋、横断歩道橋製作費の積算に用いるための単価
- ・毎年度実施している鋼橋製作にかかる労務者賃金調査に基づいて決定

2. 令和6年3月からの直接労務単価（鋼橋製作工）の概要

対前年度比 (H27年度比)

【直接労務単価（鋼橋製作工）】 29,500円 +2.8% (+12.6%)



【参考】近年の直接労務単価（鋼橋製作工）の伸率

H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H27比
-	→ +0.8%	→ +1.9%	→ 0.0%	→ +0.7%	→ +1.5%	→ 0.0%	→ +1.1%	→ +3.2%	→ +2.8%	+12.6%

鋼橋製作工労務単価に係わる令和6年3月から適用する標準賃金

職種	標準賃金 (円/日)	備考
鋼橋製作工	29,500	基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等

1. 職種定義について

鋼橋製作工労務単価については、下記のとおりとする。

職種	定義・作業内容	対象外
鋼橋製作工	<p>鋼橋製作に従事している従業員（管理職以外の技能工）であり、工場内において橋梁製作加工組立作業を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原寸、罫書、矯正、切断、切削、孔明、切削、組立、溶接、仮組立の作業に従事するもの ・クレーン運転工（台車等による材料、部材、製品等の工場内の運搬）、場内運搬工、玉掛工、検査工（検査技術員の補助業務（計測作業等）に携わるもの）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金